

琵琶湖環境部循環社会推進課所管業務に関する行事の後援等承認取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県（以下「県」という。）が他の公的機関、各種団体等（以下「団体等」という。）の実施する関係行事（県循環社会推進課の所掌事務に係るものに限る。以下「行事」という。）について、後援、協賛および共催（以下「後援等」という。）を行う場合の基準および手続きを定め、当該事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 県が団体等の実施する行事に賛同する意思を表すことをいう。
- (2) 協賛 県が団体等の実施する行事に賛同して協力することをいう。
- (3) 共催 県が主催者の一員として団体等が実施する行事の企画または実施に参画することをいう。

(後援等の基準)

第3条 県の後援等は、団体等が主催する行事であって、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものについて行う。

- (1) 行事を実施することによって、県の循環型社会形成の推進に大きく寄与すること。
- (2) 行事による利益が全県に及ぶものであること。ただし、内容等が特に優れ、県の循環型社会形成の推進に著しく寄与すると認められるものについては、この限りではない。
- (3) 行事の内容が広く県民に対して循環型社会形成の意識を高め、実践を訴えるものであること。
- (4) 専ら営利を目的とするものでないこと。
- (5) 特定商品を推奨するものでないこと。
- (6) 特定の政治団体の政治活動に関するものでないこと。
- (7) 特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。
- (8) 公共の福祉に反するものでないこと。
- (9) 団体の構成員相互の親睦を主たる目的とするものでないこと。
- (10) 行事開催場所（会場）は、保健衛生、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (11) 行事の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないよう努められているものであること。
- (12) その他法令、規則等に違反するものでないこと。

(後援等の申請、承認)

第4条 行事を主催する団体等が、県の後援等の承認（以下「承認」という。）を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書（別紙様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 行事名
 - (2) 目的または趣旨
 - (3) 主催者名
 - (4) 開催日時または期間および後援等の名義を使用する期間
 - (5) 開催場所
 - (6) 参加対象者および予定人員
 - (7) 内容
 - (8) 参加料、入場料の有無および額
 - (9) 県以外の後援等の申請先
 - (10) 広報活動の方法と範囲
 - (11) その他必要となる事項
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、前条に規定する基準に基づいて申請内容を検討し、承認の諾否を決定し、別紙様式第2号によりその旨を申請した団体等に通知する。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、行事を主催する団体等の役員名簿、実績等の資料の提供を求めることができる。
- 4 第2項の承認を受けた団体等は、後援等の名義の使用にあたっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。
- (1) 申請時の行事計画に変更が生じ、または行事が中止となった場合は、その内容を直ちに文書で報告すること。
 - (2) 後援等の名義を記載した印刷物等を、配布または掲示するまでに提出すること。

(承認の取消し)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前条第2項の規定による承認を取り消すものとする。

- (1) 前条第1項に規定する申請に虚偽の記載があったとき。
- (2) 前条第4項各号に掲げる条件が遵守されていないと認められるとき。
- (3) 前2号のほか、前条第2項の規定による承認の通知に付した条件が遵守されていないと認められるとき。

(承認行事の実績報告)

第6条 第4条第2項の規定により承認を受けた団体等は、行事終了後、速やかに、実績報告書（別紙様式3号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出がない場合は、同一の団体等による申請および当該実績報告書に係る行事と同一の行事について申請があっても承認しない。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。